

# 情報メディアを活用した南予子育て移住プロモーション業務 企画提案公募（プロポーザル）実施要領

この要領は、愛媛県・南予5市町（宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・内子町）・関係機関で組織する南予子育て移住促進協議会（以下、協議会という。）が実施する「情報メディアを活用した南予子育て移住プロモーション業務」を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 1 委託業務名

情報メディアを活用した南予子育て移住プロモーション業務

## 2 委託業務の内容等

### (1) 委託業務の内容

別紙「情報メディアを活用した南予子育て移住プロモーション業務委託仕様書」のとおり

### (2) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

### (3) 委託料上限額

2,420,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 プロポーザルへの参加資格

### (1) 単独で参加しようとする者

本業務の遂行に当たり専門的かつ十分な能力を有し、以下の資格要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

イ 企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。

ウ 企画提案書の受付期間中において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。

エ 令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録されていること。（もしくは、企画提案書提出時まで登録が予定されていること。）

○申請手続を行っていない場合は、早急に手続を行うこと。

○申請後、提出書類等に不備がある場合には書類の追加提出等で時間を要するので注意すること。

○県ホームページで申請方法を案内しているので、参照すること。

⇒ 「【物品・役務等】令和5～7年度競争入札参加資格審査申請（変更手続きを含む）について」  
<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/40001.html>

オ 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、暴力団もしくは暴力団員の統

制の下にある者ではないこと。

(2) 共同企業体で参加しようとする者

いずれかの構成員を代表者とし、代表者は上記(1)の全て、構成員は上記(1)ア～ウまで、オ及びカの要件を満たしていること。なお、構成員は、他の共同企業体に参加し、又は単独で参加することはできない。

#### 4 応募の手続き

(1) 担当窓口

〒790-0065 松山市宮西1丁目5番19号 愛媛県商工会連合会館3階  
南予子育て移住促進協議会

(事務局：愛媛県企画振興部政策企画局地域政策課 移住推進グループ)

電話：089-911-2301 (直通)、FAX：089-926-2205

E-mail：[chiikiseisak@pref.ehime.lg.jp](mailto:chiikiseisak@pref.ehime.lg.jp)

(2) 実施要領の配布

ア 期間

令和6年4月18日(木)から令和6年5月1日(水)午後5時まで

イ 配布方法

愛媛県ホームページの「入札情報(物品・委託等)」に掲載するほか、上記(1)の担当窓口において配布する。

なお、担当窓口で受け取る場合は、上記期間中、平日の午前9時から午後5時(正午から午後1時を除く。)とする。

(3) 参加申込書の提出

ア 提出書類

<様式第1号>情報メディアを活用した南予子育て移住プロモーション業務委託に係る企画提案公募(プロポーザル)参加申込書

イ 提出期間

令和6年4月18日(木)から令和6年5月1日(水)午後5時まで(必着)とする。なお、持参する場合は、平日の午前9時から午後5時(正午から午後1時を除く。)とする。

ウ 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより、上記(3)イの提出期間内必着で提出すること。ただし、共同企業体で参加しようとする場合に提出が必要となる「誓約書(様式第1-1号)」及び「委任事項(様式第1-2号)」については、持参又は郵送に限る。また、「委託業務共同企業体協定書(様式第1-3号)」は契約締結時に提出して差し支えない。なお、持参以外の方法で提出した場合は、送付後、担当窓口(事務局：089-911-2301)へ電話により受領の確認を行うこと。

[電子メール(押印省略)の場合：送付先アドレス]

[chiikiseisak@pref.ehime.lg.jp](mailto:chiikiseisak@pref.ehime.lg.jp)

[watanabe-yurie@pref.ehime.lg.jp](mailto:watanabe-yurie@pref.ehime.lg.jp)

[件名]「南予子育て移住プロモーション業務企画提案参加申込書」

(4) 質問書の受付及び回答

ア 提出書類

<様式第2号>情報メディアを活用した南予子育て移住プロモーション業務委託に係る質問書

#### イ 受付期間

令和6年4月18日（木）から令和6年4月25日（木）午後5時まで（必着）とする。

#### ウ 提出方法

電子メールにより、上記(4)イの受付期間内必着で提出すること。なお、メール送信後、担当窓口（事務局：089-911-2301）へ電話により着信の確認を行うこと。

〔送付先アドレス〕

[chiikiseisak@pref.ehime.lg.jp](mailto:chiikiseisak@pref.ehime.lg.jp)

[watanabe-yurie@pref.ehime.lg.jp](mailto:watanabe-yurie@pref.ehime.lg.jp)

〔件名〕「南予子育て移住プロモーション業務質問書」

#### エ 回答方法

質問及び回答については参加申込書の提出があった全ての者に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、提案書の記載内容や審査基準に関する質問、他の参加申込者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問、上記(4)イの受付期間以外の質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるので、いかなる理由があっても回答しない。

#### オ 回答予定日

令和6年5月1日（水）

### (5) 企画提案書の提出

プロポーザル参加者は、次により提案書（1者につき1提案）を提出するものとする。

#### ア 提出書類（企画提案書）

##### （ア）企画提案書の構成

規格は原則A4判（任意様式）とし、「情報メディアを活用した南予子育て移住プロモーション業務委託仕様書」に基づき、仕様書の各項目への充足状況を示しつつ、提案者のノウハウ、企画等を提案し、特色が分かりやすいものとする。

具体的には下表の内容を盛り込むとともに、仕様書5(2)における数値目標を設定すること。

項目	内容
企画概要	・企画の全体像を記載すること。
情報メディアを活用したプロモーション	・活用する情報メディアの提案と、選定の考え方を記載すること。 ・情報メディアを活用して発信するコンテンツの件数や具体的な内容、イメージデザインを記載すること。 ・独自提案があれば積極的に記載すること。
進行管理	・全体スケジュールについて記載すること。
成果把握	・定量的、定性的な目標値を適切に定めること。 （仕様書5(2)における数値目標を設定すること。） ・目標値の達成状況を把握、分析するための方法を記載すること。

実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の実施体制、スタッフ配置等の考え方を記載すること。</li> <li>・提案者の概要（設立年月日、資本金、従業員数、過去の受託実績等がわかるもの）を記載すること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書（消費税及び地方消費税を含んだ額とし、見積内訳書を添付）</li> <li>・財務関係諸表（直近2年分の貸借対照表・損益計算書の写し）</li> </ul>

(イ) 提出部数

5部（電子データ（PDF形式）も提出すること。）

(ウ) 作成要領

- ・用紙はA4判両面使用とすること。なお、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更したり、提案のイメージが理解しやすいように、イラスト、絵、写真等を使用したりすることは差し支えない。
- ・ページ番号は目次を除き通し番号とし、用紙の下部に印字すること。
- ・「情報メディアを活用した南予子育て移住プロモーション業務委託仕様書」に記載する項目以外で提案できるものがあれば、その内容と考え方を記載すること。
- ・企画提案に際しては、委託金額に影響を与えない範囲の内容で行うこと。

イ 提出期限

令和6年5月10日（金）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法

持参又は郵送により、上記(5)イの提出期限までに必着で提出することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとする。合わせて、電子データ（PDF形式）を電子メールにより提出すること。

なお、持参以外の方法で提出した場合は、送付後、担当窓口（事務局：089-911-2301）へ電話により受領の確認を行うこと。

エ 提出場所

上記(1)の担当窓口

〔送付先アドレス〕

[chiikiseisak@pref.ehime.lg.jp](mailto:chiikiseisak@pref.ehime.lg.jp)

[watanabe-yurie@pref.ehime.lg.jp](mailto:watanabe-yurie@pref.ehime.lg.jp)

〔件名〕「南予子育て移住プロモーション業務企画提案書」

オ その他

- ・提出された書類は、再提出の場合を除き返却しない。
- ・提案書の再提出は、上記(5)イの提出期限内に限り認めるが、部分的な差替えは認めない。
- ・提案を取り下げる場合、また提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合、＜様式第3号＞南予子育て移住プロモーション業務委託に係る企画提案公募（プロポーザル）参加に係る取下げ願書を提出するものとする。
- ・本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- ・提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。
- ・必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

(6) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

- イ 誤字や脱字等により必要事項が確認できない提案
- ウ 参加申込書に虚偽の記載をした場合
- エ 参加条件を満たさない場合、選考過程で条件を満たさなくなった場合
- オ その他、企画提案に関する条件に違反した提案

## 5 業務予定者の選定

### (1) 選定方法

提案のあった企画については、別に定める選定審査会において、書面審査を実施し、最も優れた提案として評価した上位1者を業務予定者として選定する。

ただし、参加者が1者であった場合は、総合的に評価して業務予定者としての適否を判断する。

### (2) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

項目	評価ポイント
業務に対する考え方	業務の目的を正しく理解し、その目的に沿った的確な提案内容となっているか。
提案内容	活用する情報メディアの選定が効果的な提案となっているか。
	情報メディアでの発信内容が本業務のターゲットに向けて南予子育て移住の魅力を訴求できる提案となっているか。
	効果を高めるための独自発想が盛り込まれており、効果的な提案となっているか。
実施体制及びスケジュール	実施体制が妥当であり、業務の確実な実施が見込まれるか。
	適切に実施できるスケジュールとなっているか。
経費	経費の見積額が妥当であり、企画提案内容と整合性がとれているか。また、理解しやすい積算となっているか。

### (3) その他

- ・審査に当たっては、個別に提案内容の確認を行うことがある。
- ・企画提案書の作成及び提出など、企画提案募集への参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- ・2(3)の委託料上限額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

## 6 選定結果の通知

選定審査会による選定結果及び業務予定者として選定された者の商号又は名称については、選定審査会終了後、速やかに文書で各提案者に通知する。ただし、順位や採点結果を通知するものではない。

なお、選定結果に対する問い合わせには、応じないものとする。

## 7 契約

### (1) 契約の締結

選定審査会の結果、最も優れた提案として評価した業務予定者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で業務委託契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

## (2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じることとする。

## (3) 契約保証金

契約保証金として、愛媛県会計規則第 152 条の規定により契約金額に 10 分の 1 以上を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第 154 条の規定に該当する場合、契約保証金は免除する。

## 8 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 9 その他

- (1) 提出された参加申込書及び提案書は、業務予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 協議会から受領又は閲覧した資料等は、協議会の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 提出された提案書等は、愛媛県情報公開条例の規定に基づく開示請求があった場合は、開示の対象文書となる。
- (4) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。
- (5) プロポーザル及び契約の手続並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- (6) 参加者の企画提案書の著作権は参加者に帰属し、業務予定者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で委託者に帰属するものとする。
- (7) 委託業務における制作物の著作権は協議会に帰属するものとする。委託契約期間終了後、協議会が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
- (8) 参加申込書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

## 10 スケジュール

4 月 25 日（木）	質問書提出期限
5 月 1 日（水） 予定	質問に対する回答
5 月 1 日（水）	参加申込書の提出期限

5月10日(金)  
5月17日(金) 予定  
審査後速やかに

企画提案書の提出期限  
審査会(書面審査)  
業務予定者の選定結果の通知

<様式第1号> ※単独で参加しようとする者

情報メディアを活用した南予子育て移住プロモーション業務委託に係る企画提案公募（プロポーザル）参加申込書

令和 年 月 日

南予子育て移住促進協議会会長 岡田 文夫 様

〒

住所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

情報メディアを活用した南予子育て移住プロモーション業務の企画提案公募（プロポーザル）に参加したいので、参加申込書を提出します。

なお、企画提案公募（プロポーザル）実施要領3「プロポーザルへの参加資格」に掲げる条件を全て満たすこと、及び参加申込書の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

【担当者連絡先】

所 属： \_\_\_\_\_  
氏 名： \_\_\_\_\_  
電 話 番 号： \_\_\_\_\_  
F A X 番 号： \_\_\_\_\_  
メールアドレス： \_\_\_\_\_

愛媛県競争入札 参加資格者登録名簿	
----------------------	--

※整理番号を記入すること。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

(注1) 上の記載欄に、本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記載し、電子メールにより指定の宛先へ提出する場合は押印省略可能。押印する場合は責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載不要とし、記載欄は削除すること（以下同様）。

(注2) 責任者とは社内において権限の委任を受けた役職員を指す。担当者とは、本契約に関する事務を担当するものを指す（以下同様）。

(注3) 押印省略する場合は電子メールにより、責任者及び担当者を差出人又は宛先（to 又は cc）に含めて提出すること（以下同様）。



<様式第1号> ※共同企業体で参加しようとする者

(様式第1-1号、1-2号、1-3号も作成すること。ただし、  
様式第1-3号は契約締結時に提出して差し支えない。)

情報メディアを活用した南予子育て移住プロモーション業務委託に係る企画提案公募 (プロポーザル) 参加申込書

令和 年 月 日

南予子育て移住促進協議会会長 岡田 文夫 様

共同企業体の名称 \_\_\_\_\_

構成員 (代表者)

〒

住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

構成員

〒

住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

(以下、構成員列記)

情報メディアを活用した南予子育て移住プロモーション業務の企画提案公募 (プロポーザル) に参加したいので、参加申込書を提出します。

なお、企画提案公募 (プロポーザル) 実施要領3 「プロポーザルへの参加資格」に掲げる条件を全て満たすこと、及び参加申込書の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

【担当者連絡先】

所 属: \_\_\_\_\_  
氏 名: \_\_\_\_\_  
電 話 番 号: \_\_\_\_\_  
F A X 番 号: \_\_\_\_\_  
メールアドレス: \_\_\_\_\_

愛媛県競争入札 参加資格者登録名簿	
----------------------	--

※整理番号を記入すること。

本件責任者 (職氏名・連絡先)	
担当者 (職氏名・連絡先)	

<様式第1—1号> ※共同企業体で参加しようとする者

情報メディアを活用した南予子育て移住プロモーション業務委託に係る企画提案公募（プロポーザル）参加に係る委託業務共同企業体参加資格誓約書

令和 年 月 日

南予子育て移住促進協議会会長 岡田 文夫 様

共同企業体の名称

---

構成員（代表者）

〒

住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

構成員

〒

住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

（以下、構成員列記）

このたび、「情報メディアを活用した南予子育て移住プロモーション業務」の受託に係る共同提案に参加するため、委託業務共同企業体を結成しました。

「情報メディアを活用した南予子育て移住プロモーション業務」について、解散日までの間、別紙委任事項の権限を当共同企業体代表者に委任します。

使用印は別紙のとおりです。

なお、業務受託に際しては、連帯して行うものとし、委託業務共同企業体協定書及び指定の添付書類を提出します。

これらの事項は、事実と相違ないことを誓約します。

## 委任事項

- 1 「情報メディアを活用した南予子育て移住プロモーション業務」に関して、当企業体を代表して委託者である南予子育て移住促進協議会と折衝する権限
- 2 入札及び見積りに関する一切の権限
- 3 委託業務代金及び前払金の請求及び受領に関する一切の権限
- 4 その他業務に関して、諸届、諸報告の提出に関する一切の権限

使用印

## 委託業務共同企業体協定書

### (目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 南予子育て移住促進協議会発注に係る情報メディアを活用した南予子育て移住プロモーション業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。）の受託
- (2) 前号に付帯する事業

### (名称)

第2条 当共同企業体は、\_\_\_\_\_（以下「委託業務共同企業体」という。）と称する。

### (事務所の住所)

第3条 委託業務共同企業体は、事務所を、\_\_\_\_\_に置く。

### (成立の時期及び解散の時期)

第4条 委託業務共同企業体は、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に成立し、第1条に規定する業務の委託契約の履行後三箇月を経過するまでの間は解散することができない。

- 2 委託業務共同企業体は、第1条に規定する業務を受託することができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

### (構成員の住所及び名称)

第5条 委託業務共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

(以下、構成員を列記)

### (代表者の氏名)

第6条 委託業務共同企業体は、\_\_\_\_\_を代表者とする。

### (代表者の権限)

第7条 委託業務共同企業体の代表者は、第1条に規定する業務の履行に関し、委託業務共同企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託料（前払金を含む。）の請求、受領及び委託業務共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

### (構成員の責任)

第8条 各構成員は、第1条に規定する業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任

を負うものとする。

(取引金融機関)

第9条 委託業務共同企業体の取引金融機関は、\_\_\_\_銀行\_\_\_\_支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第10条 委託業務共同企業体は、第1条に規定する業務の完了後当該業務について決算するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第11条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第12条 構成員は、発注者及び構成員全体の承認がなければ、委託業務共同企業体が第1条に規定する業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して第1条に規定する業務を完成する。

(構成員の除名)

第13条 委託業務共同企業体は、構成員のいずれかが、第1条に規定する業務において重要な義務の不履行、その他の除名にし得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項の規定を準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第14条 構成員のうちいずれかが第1条に規定する業務途中において破産又は解散した場合においては、第12条第2項の規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第15条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者として責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とするすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第16条 委託業務共同企業体が解散した後においても、第1条に規定する業務につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第17条 この協定書に定めのない事項については、別途定めるものとする。

\_\_\_\_\_外\_\_\_\_社は、上記のとおり、委託業務共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書\_\_通を作成し、各通に構成員が記名押印のうえ、発注者に提出

するほか、各自所持するものとする。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

住 所  
商号又は名称  
代 表 者  
(以下、構成員を列記)

<様式第2号>

情報メディアを活用した南予子育て移住プロモーション業務委託に係る質問書

令和 年 月 日

会社名: \_\_\_\_\_

担当部署名: \_\_\_\_\_

担当者名: \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_

FAX番号: \_\_\_\_\_

メールアドレス: \_\_\_\_\_

質問 No. \_\_\_\_\_

資料名称:

該当頁:

質問内容:

質問 No. \_\_\_\_\_

資料名称:

該当頁:

質問内容:

**【留意事項】**

- 1 令和6年4月25日（木）午後5時までに提出することとし、期限を過ぎたものは受け付けない。
- 2 電子メールで送付し、着信確認を行うこと。
- 3 質問項目が多い場合は、本様式を適宜複写して利用すること。

<様式第3号> ※単独で参加しようとする者

情報メディアを活用した南予子育て移住プロモーション業務委託に係る企画提案  
公募（プロポーザル）参加に係る取下げ願書

令和 年 月 日

南予子育て移住促進協議会会長 岡田 文夫 様

〒  
住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

㊞

担当者連絡先  
所 属：  
氏 名：  
電 話 番 号：  
F A X 番 号：  
メールアドレス：

情報メディアを活用した南予子育て移住プロモーション業務の企画提案公募（プロポーザル）への参加を表明の上、関係書類を添えて参加申込書及び企画提案書を提出しましたが、都合により取り下げいたします。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	



<様式第3号> ※共同企業体で参加しようとする者

情報メディアを活用した南予子育て移住プロモーション業務委託に係る企画提案  
公募（プロポーザル）参加に係る取下げ願書

令和 年 月 日

南予子育て移住促進協議会会長 岡田 文夫 様

共同企業体の名称

---

構成員（代表者）

〒

住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

構成員

〒

住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

（以下、構成員列記）

情報メディアを活用した南予子育て移住プロモーション業務の企画提案公募（プロポーザル）への参加を表明の上、関係書類を添えて参加申込書及び企画提案書を提出しましたが、都合により取り下げいたします。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	